

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（615））

2. 日時：平成30年1月22日 10時30分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、正岡安全審査官、
角谷安全審査官、田尻安全審査官、穂藤保安規定係長

（実用炉監視部門）

野澤主任監視指導官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、燃料有効長頂部（TAF）の値に誤りがあったことについて説明があった。原子力規制庁から主に以下の指摘を行った。

- 他に同様な誤りがないか水平展開する調査の方針を整理して提示すること。
- 誤りがあった提出資料の数値及び図は、速やかに全て適正化して提示すること。

（2）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値について（資料番号：C-17-1 改0）
- ・ 東海第二発電所 運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値について（資料番号：C-17-2 改0）